

事前合意院外プロトコル合意書

病院控え

吉野川医療センターと(保険薬局名称)_____は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用において、患者が不利益を被らないように、十分に説明し、同意を得てから行うものとする。

記

① 院外処方箋に係る処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における事前合意院外プロトコル」(別紙)にあげる「合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例」については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医への同意の確認を不要とする。

② 運用開始について

2024年2月1日から運用を開始とする。

③ 合意内容の変更について

合意内容の変更については、随時行い、最新の事前合意院外プロトコルは、吉野川医療センターホームページ等を確認する。その際、事前合意院外プロトコルの変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から特段の意思表示が無い限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。

④ 合意解除について

合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

以上

施設住所・名称・代表者名

20__年__月__日

住所：〒776-8511 徳島県吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120

名称：徳島県厚生農業協同組合連合会 吉野川医療センター

代表者：院長 橋本 寛文

印

20__年__月__日

住所：〒

名称：

支部名：

医療機関コード：

代表者：

印

事前合意院外プロトコル合意書

薬局控え

吉野川医療センターと(保険薬局名称)_____は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用において、患者が不利益を被らないように、十分に説明し、同意を得てから行うものとする。

記

- ⑤ 院外処方箋に係る処方医への同意確認を不要とする項目について
「院外処方箋における事前合意院外プロトコル」(別紙)にあげる「合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例」については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして、処方医への同意の確認を不要とする。
- ⑥ 運用開始について
2024年2月1日から運用を開始とする。
- ⑦ 合意内容の変更について
合意内容の変更については、随時行い、最新の事前合意院外プロトコルは、吉野川医療センターホームページ等を確認する。その際、事前合意院外プロトコルの変更時に新たな合意書の締結は行わず、両者から特段の意思表示が無い限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。
- ⑧ 合意解除について
合意解除については、必要時に協議を行うこととする。

以上

施設住所・名称・代表者名

20__年__月__日

住所：〒776-8511 徳島県吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120

名称：徳島県厚生農業協同組合連合会 吉野川医療センター

代表者：院長 橋本 寛文

印

20__年__月__日

住所：〒

名称：

支部名：

医療機関コード：

代表者：

印